

# 尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 27 年度第 1 号  
通 算 第 1 8 号  
平成 27 年 10 月 27 日  
尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 平成 28 年度向け合理化について

9 月 28 日午後 6 時 30 分から午後 7 時 40 分まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 28 年度向け合理化等について交渉を行った。

### 交渉に先立っての発言（人事管理部長）

これまで、現業評議会に対しては、本市の市政運営にまつわる様々な課題等について協議を行う中で、給与削減等の行財政改革の取組みに対し、理解と協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、人事院から昨年度に引き続き、今年度も給料表、一時金ともに引上げ勧告がなされた。その一方で、昨年度、給与制度の総合的見直しについての勧告がなされており、地方公務員における給与制度についても、それに準じた早期の見直しが求められているところである。合わせて、本市の財政状況については、市債残高は依然として高い数値で推移しており、また、実質的な収支不足の解消にも至っていないなど、依然として厳しく、今後も更なる事務事業の見直しや歳入増加策を講じる中で、早期の収支均衡を達成することが重要となっている。このように本市を取り巻く状況を考慮すると、決して楽観できるものではなく、今後も更なる業務の効率化・合理化が求められることになると考えている。この状況を打開していくためには、職員一人ひとりの力が重要であり、そのためにも、我々労使が緊密に協議を行うことが大切である。昨年度から引き続く課題もあるが、それらについても、引き続き、話し合いを基調として着実に解決を図っていきたい。

### 今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の見直しに関する提案は、実施時期の半年前までに行うことを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 28 年度実施に向けての各事務事業の見直しについて提案を行った。

### 組合への提案

平成 28 年度向け合理化について（メモ） [別紙 1](#)

## 具体的な交渉内容

### 1 平成 28 年度向け合理化について

#### 課題の要旨

当局から、平成 28 年度向け合理化提案の具体的な内容について説明した後、協議に入った。

現業評議会（現評）の主張	当局の回答
<p>提案している 2 つの項目に係る効果額についてそれぞれの試算は。</p>	<p>効果額については、公衆便所等清掃業務の見直しで約 700 万円、小学校給食調理業務の見直しで約 1,500 万円を見込んでいる。</p>
<p><b>公衆便所等清掃業務の見直しについて</b></p> <p>今回の提案については、公衆便所の清潔保持や衛生管理等市民サービスの向上を図ることを目的とした見直しであり、経費効果を上げるための目的ではないと聞いているが、その認識で間違いはないか。</p>	<p>結果的に、委託化に伴う効果額は生じるが、今回の提案は提案型事業委託制度に基づくものであり、公衆便所の清潔保持等市民サービスの向上に資する内容であることが確認されているものと認識している。</p>
<p>今回の提案に参加した業者は何社いるのか。</p>	<p>提案があった業者は 1 社と聞いている。</p>
<p>委託した後に公衆便所の清潔が保持されていない等、直営時よりも市民サービスの低下が発覚した場合は、直営に戻すといった考えはあるのか。</p>	<p>市民サービスの向上等委託の目的が果たせるような業者への指導・管理を充分に実施する必要があると考えているが、直営に戻すかどうかは別の問題である。</p>
<p>現業職の再任用職員の受け皿である職場をなくすということであるが、今後の現業職の再任用職場をどのように考えているのか。</p>	<p>今後の現業職の再任用職場については、通常の収集業務を担うことを基本とし、その活用を図っていきたいと考えている。</p>
<p>定年前職員より加齢による体力低下が激しい再任用職員に定期収集業務を担わせることで、市民サービスの低下が生じるのではないのか。</p> <p>安易に再任用職員に定期収集業務を担わせるといった考えには納得できない。再任用職場のビジョンをもっと明確にしてほしい。</p>	<p>再任用職員の活用については、収集区域の縮小など体力面等を考慮しながら検討していく意向と聞いている。</p> <p>なお、現時点で、すべてを明確にするのは困難であるが、将来的に定年退職者が増え、年金受給開始年齢も引き上がる中で、再任用フルタイム勤務への任用希望者が増えてくるだろうことも想定している。</p>
<p>新規事業も視野に入れて再任用職員の活用を検討する必要があるのではないのか。</p>	<p>新規事業はあくまでも事業の必要性から検討されるべきものであり、再任用職員の職場を確保するために新規事業を行うことなど考えられない。</p>

<p>民間業者のストライキ等緊急事態時には直営で対応する必要があるため、定期収集業務の直営比率 35%を確保し、危機管理体制を構築してきたが、その比率は体力的に問題のない定年前職員数に基づくものである。今後、その35%に再任用職員数も含めることになると、体力面で定年前職員の負担が増えることとなり、危機管理体制が崩れ、市民サービスに影響を及ぼす危険が生じるのではないのか。</p>	<p>体力面で定年前職員と再任用職員が同一とは考えていないが、再任用職員でも、十分に通常の収集業務に従事できると考えているので、一概に危険が生じると決めつけることはできない。いずれにしても、具体的にどのような体制整備を行っていくか、今後検討していく必要があると考えている。</p>
<p><b>小学校給食調理業務の委託について</b></p> <p>小学校給食調理業務で4人の減となっているが、退職者が4人いるということか。</p>	<p>H27 年度末の退職予定者は、再任用期間満了となる者が1人、定年前職員で再任用希望なしの者が1人の計2人である。4人の減については、委託校数2校に対する配置基準ベースの数値である。</p>
<p>2人の退職者に対して2校委託することについては、教育支部でも協議してきているところであるが、最終的には現場職員の声も聞いた上で決定していただきたい。</p>	<p>そのような要望があったことについては教育委員会にも伝えておく。</p>
<p>委託校における、公務災害の発生状況は把握できているのか。</p>	<p>教育委員会の方で把握していると思うので、確認しておく。</p>

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。



平成 28 年度向け合理化について（メモ）

H27.9.28

1 公衆便所等清掃業務の見直し（経済環境局）

(1) 目的

公衆便所等清掃業務について、さらなる市民サービスの向上及び効果的な運用を行うとともに、現在の欠員状況の解消を図るもの。

(2) 実施内容

公衆便所等清掃業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 20 人

なお、段階的な委託により、人員は H28 年度に 8 人（2 台分）、H29 年度に 4 人（1 台分）、H30 年度に 4 人（1 台分）、H31 年度に 4 人（1 台分）の計 20 人（5 台分）となる。

2 小学校給食調理業務の見直し（教育委員会）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図るもの。

(2) 実施内容

難波の梅小学校及び立花小学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 4 人

以 上  
（ 給 与 課 ）